

# 林業安全コラム

身につけた  
基本動作が 身を守る  
(林災防平成31年度労働安全標語)

## ○労働安全衛生規則等一部改正の周知用リーフレットについて

### 伐木作業等の安全対策の規制が変わります！

～ 伐木作業等を行うすべての業種が対象 ～

厚生労働省は、伐木作業等における労働災害を防止するために、労働安全衛生規則の一部を改正し、伐木作業等における安全対策を強化します。

林業、土木工事業や造園工事業など、業種にかかわらず、伐木作業等を行うすべての業種が対象となります。



#### 【改正の背景】


林業における労働災害による死亡者数は年間40人前後で推移しており、平成23年以降改善がみられていません。死亡災害の約6割はチェーンソーによる伐木作業時に発生しており、また、休業4日以上死傷者の起因物では、立木(りゅうぼく)等が約3割、チェーンソーが約2割と多数を占めています。

厚生労働省は、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」(平成30年3月6日公表)を踏まえ、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)の一部を改正しました。

#### 今回の改正の主な内容

- チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区分されていた特別教育を統合し、時間数を増やします。  
(安衛則、安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。)の改正)
- 伐木作業等における危険を防止するために、以下のとおり規定します。  
(安衛則の改正)
 

(1) 受け口を作るべき立木の対象を胸高(きょうこう)直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等、立木の伐倒時の措置を義務付けます。
(2) 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定します。
(3) 事業者は、立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定します。
(4) 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けます。
- その他の改正を行います。

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1

2019.3

伐木作業等における安全対策を強化するため、2月12日改正労働安全衛生規則が公布等されましたが、この度、厚生労働省において周知用リーフレット「伐木作業等の安全対策の規制が変わります！～伐木等作業を行うすべての業種が対象～」が作成されましたのでお知らせします。

A4用紙4枚の内容です。厚生労働省のホームページからダウンロードできますのでご利用下さい(ホームページ掲載箇所：<https://www.mhlw.go.jp/content/000490976.pdf>)

#### 【留意事項等】

- 「新たな特別教育の時間と受講を省略できる条件に該当する方が受講すべき時間の対比表」は、既に8号か8号の2を受講済みの方用です。

令和2(2020)年8月1日の施行日までに、新たに特別教育を受講される方は、旧8号+補講を受講して下さい。新8号と整理されますと施行日まではチェーンソー作業ができませんのでお気をつけ下さい。(旧8号+補講=18h30m、新8号18h)

- 4枚目の下段に「安全帯に関するお知らせ」があります。立木上での

作業ではフルハーネスの義務づけが除外されていることが明示されました。

## ○林業の「働き方改革」について～林業経営者向け手引きの作成～

林野庁では、林業で働く方々にとって働きやすい環境を整備し魅力的な職場づくりを支援するため、有識者や林業の経営者等の関係者が参加する林業の「働き方改革」検討会を開催し、林業における「働き方改革」の実現に向け一手引きを作成しました。

労働安全の確保も主な課題として取り上げていますので参考にして下さい。(ホームページ掲載箇所：<http://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/hatarakikata/ringyou.html>)

### 林業死亡労働災害多発警報発令状況(林業・木材製造業労働災害防止協会発表)

・秋田(発令期間：H31.1.18～H31.4.30)

・一人親方の労災保険特別加入制度のしおりがありますので、加入をお考えの方は以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>

・林退共制度は掛金の税法上や国や自治体等の補助などの優遇措置がありますので、林業現場で働く方々の加入のご協力をお願いします。

・労働安全指導者による安全診断が費用負担なしに受診できます。

(お問い合わせ：全国素材生産業協同組合連合会 林業労働安全推進対策事務局)

TEL:070-6437-1562 FAX:03-5802-3298 E-mail:motojima@zousei-osei.org)

林野庁  
林業労働対策室  
労働安全衛生班  
TEL:03-3502-1629